

季刊誌
**ASU
NET**

**2018年春
No.12**

NPO法人働き方ASU-NET

目 次

▽「裁量労働制」データ捏造から読み取れるもの	松浦 章	1
▽あらためて 大阪万博とカジノに反対します	野村英隆	5
▽関西大学 労基法違反・申告者弾圧	森川泰明	7
▽過労自死遺児の思いが歌になりました	岩城 穰	1 2
▽～労働相談の現場から【1 2】～ 「最近印象に残った相談事例」	北出 茂	1 4
▽「ドナウ川のさざ波」 シルク靴下と木綿の脚絆 —『あゝ野麦峠』を観る—	高田好章	1 8
▽耳遠くなりて高まる軍靴の音	森岡孝二	2 0
▽心に移りゆくよしなしごと【1 2】～2 0 1 8 春～	健康法師	2 2
▽編集後記	高田好章	2 6



「裁量労働制」データ捏造から読み取れるもの

兵庫県立大学客員研究員 松浦 章

はじめに

「企画業務型裁量労働制」の対象拡大をめぐる国会質疑で、安倍首相は労働時間ねつ造データを示し「裁量労働制は一般労働者より労働時間が短い」という答弁を行った。その後首相は撤回はしたものの、厚労省から提出されたデータを使用しただけでなく、虚偽のデータに基づいて法案が作成されたとすれば、白紙に戻すのは当然のことであろう。

同時に、この問題の背景には、国民の生命や健康をまったく顧みない日本政府の根本姿勢がある。

一「裁量労働制」適用者の長時間労働は自明であった

「裁量労働制」で働く労働者の労働時間が長いというのは、報道されている二〇一四年の「労働政

策研究・研修機構」による調査のみならず、それ以前の調査でもすでに明らかになっていたことである。筆者の知る限りでも、二〇〇五年の同機構「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析」、二〇〇八年、同機構研究員・小倉一哉氏による「日本の長時間労働―国際比較と研究課題」などでの指摘が存在していた。労働時間問題にかかわる研究者にとっては、裁量労働制が長時間労働の温床であることはいわば常識であったと言える。ましてや厚労省が、その所管である「独立行政法人労働政策研究・研修機構」のこうしたデータの存在を知らなかったとは考えられない。

安倍首相にしても同様である。

日本経団連がなぜここまで「企画業務型裁量労働制」の適用拡大にこだわってきたのか、その理由が

長時間労働の改善などではなく「時間にとらわれることなく『自由』に働いてもらう」というものであることは、首相自身もよくわかっていたはずである。裁量労働制の拡大がさらなる長時間労働をもたらすものであることを（おそらく）知りながら、それを隠蔽するために、これは使えらるばかりに捏造データを国会に持ち出してきたのであろう。とにかく国民をだまそうとする。ばれたら居直って恥じない。こうした感覚が今の政府の異常さを物語っている。

二「裁量労働制」拡大の狙いは「労働時間概念」の破壊

「企画業務型裁量労働制」拡大の影響は、労働時間が少し長くなるといった程度の問題にとどまらない。今回の「法改正」の背景には「労働時間概念＊」を捨て去ろうとする財界の強い要望がある。労働者は「オフィスにいても、いつも仕事をしているとは限らない」という日本経団連の言葉が

【みなし労働時間適用者】

◆一カ月あたりの在社時間の平均

従業員区分	職員（総合系・専門系・技術調査系）
2016年4月～8月実績	40.38時間 (-1.92時間)

() 内は前年度同期間（2015年4月～2015年8月）との比較

・在社時間＝終業時間－始業時間－休憩時間（1時間）－8時間

その狙いを的確に示している。労働者に対して失礼な話であるが、この考え方はすでに現実のものになっている。

＊「労働時間概念」の議論は、労働基準法第三十二条「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四〇時間を超えて、労働させてはならない」の解釈問題として行われてきた。行政解釈や通説は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれた時間を労働時間と解する。

損保業界の最大手、損保ジャパン日本興亜の社内文書「二〇一六年度下期労働時間対策」には上記の表のとおり「法定外残業時間」が「在社時間」と書かれている。

※上の表を参照（網掛けは筆者）

これによると、「みなし労働時間」適用者の法定外「在社時間」は平均一カ月四〇・三八時間となっている。同社の「みなし労働時間」は、「企画業務型裁量労働制」が一日九時間（法定外一日一時間、一か月約二〇時間）、「事業場外労働制」は八時間（法定外〇時間）である。実際の在社時間はもっと長いと思われるが、会社の示した数値で見

てもはるかにオーバーしていることになる。明らかに賃金不払い労働であるが、同社では社員が長時間働いていても、あくまでも「在社時間」であつて「残業時間」ではないと言うのであろう。安倍首相は、国会にデータを持ち出すのであれば、こうした実態をこそまず確認すべきであろう。

労働基準法違反で有罪判決を受けた電通も同様である。電通でインターネット広告を担当していた高橋まつりさんは、常軌を逸した長時間労働を余儀なくされていた。しかし勤務管理のデータ上では「三六協定」を遵守していたことになっていた。上司からの指示で、時間外労働時間が、「三六協定」上限の七〇時間を超えないように、「勤務状況報告書」を修正させられていたからである。長時間会社にながらも、「中抜け時間」があるとされた。日本経団連の言う「会社においても仕事をしているとは限らない。だから労働時間とはみなさない」という考え方で、過労自死するまでの長時

間労働を強いられてきたのである。

三「企画業務型裁量労働制」拡大の危険性

しかしその電通でさえ、営業職への「企画業務型裁量労働制」適用については、現行の労働基準法の規定ではハードルが高いと、これまで制度導入を断念してきた。それが、営業職にまで拡大されたときに何が起こるのか。高橋まつりさんのような働き方が、「合法」化されることになるのである。

さらに問題は、「裁量労働制」の適用要件に、「高度プロフェッショナル制度」のような収入のしびりが無いことである。現に政府は二月六日の閣議で「契約社員や最低賃金で働く労働者にも適用が可能」とする答弁書を決定した。しかし考えてもみてほしい。自分の裁量で自由に仕事ができ、自由に出勤・退勤ができる非正規雇用者がいるであろうか。非正規雇用者どころか、現在「裁量労働制」が適用されている正規雇用者

ですら、そんな働き方ができていない労働者はいないであろう。しかし、「あなたは今日から裁量労働だ」と言われたら、大半の労働者は、従わざるをえない。結果、際限のない長時間労働が、すべてのホワイトカラー労働者に広がることになる。

四 ドイツと日本の根本的な違い

安倍政権の「働き方改革」には、過労死や長時間労働で疲弊する労働者に思いをはせるといった姿勢が見られない。しかし、この姿勢は「働き方改革」にとどまらない。自公政権には、国民の生命や健康に配慮するという考え方がまったく欠如しているということである。

熊谷徹氏というジャーナリスト（元NHK記者）が、昨年『五時に帰るドイツ人、五時から働く日本人』という本を出版した。今はフリーで、ドイツに二七年間住み日本とドイツ社会の定点観測を行っている。保険毎日新聞とい

う保険業界の専門紙に「ヨーロッパ通信」というコラムも書かれており、私たち損保関係者には以前からなじみのある方である。同著では、六か月平均で八時間以上働いてはならないドイツが、労働生産性では四六%も上回っている事実を明らかにしている。同氏はその背景にきびしい労働時間規制があると述べている。このこと自体、安倍政権の「働き方改革」と真逆と言えるが、「真逆」の政策はそれにとどまらない。

熊谷氏はドイツの原発政策にも言及している。

「ドイツ政府は、二〇二二年末までに原発を全廃し、二〇五〇年までに電力消費量の中に再生可能エネルギーが占める比率を、八〇%までに引き上げることを決めた。再生可能エネルギーは、国民を危険にさらす可能性が原子力よりも低いからだ。しかも、福島原発事故からわずか四か月で脱原発を法制化した」

ドイツは、地震が非常に少ない国として知られている。地震を一

度も経験したことがないという方も多いという。したがって原発のコストははるかに低い。

それが原発廃止政策によって、再生可能エネルギー拡大のためのコストが「賦課金」として国民や企業の肩に重くのしかかっているという。さらに、保険毎日新聞のコラムでは、CO2削減目標を後退させざるをえなかったとも書かれている。しかしドイツ政府の脱原発政策に躊躇はない。国民の生命と健康が第一と考えているからである。

一方、日本の政府・財界の判断基準はどうか。安倍政権、日本経団連の姿勢は、「コストがかかっても躊躇はない」というのは一緒であるが、その政策は真逆である。国民の生命が脅かされようとか関係ない、企業の利潤が第一だというわけである。シビリアクシデントによって、周辺住民の健康等に被害を与えること自体をリスクとして捉えるという姿勢は見られない。彼らにとつてリスクとは、利潤という経営上のリスクで

しかないのである。

おわりに

「働き方改革」や原発の再稼働に見られる政府のこの姿勢をこそ、私たちは問い続けなければならない。

財界が「労働時間概念」を捨て去ることを強く求め、そのとおりに労働基準法が改正されたとしたら、長時間労働とサービス残業、ならびに、過労死まで「法認」されることになってしまう。雇用・労働の規制緩和と決別し、労働基準法「改正」を何としても阻止しなければならぬ。



あらためて 大阪万博とカジノに反対します

大阪損保革新懇代表世人 野村英隆

先般、二〇二五年国際万博からフランス・パリの撤退が発表されました。二〇二四年のオリンピックが決まり、二年連続する国際イベントに対する国家財政の負担懸念が撤退の理由とされています。この結果、大阪の万博誘致推進を進める安倍内閣・大阪府市・財界・諸団体は、「最大のライバルが消えた」と誘致活動に熱を上げ始めています。さらに安倍首相は「二〇一九年G20」の開催地として大阪を決定しました。大阪誘致に日本政府が露骨に後押ししています。このため、大阪万博とカジノに反対します」の気持ちを表明したいと思います。

第一は、保険と賭博は法的には射倖契約という同じ区分にあります。最新の損害保険通信講座テキストに「契約当事者の一方の給付が偶然の事情に左右される契約を射倖契約という」とある通り、保険契約の偶然の事情に対して保険金が支払われます。しかし、保険は社会・経済的に必要な制度として商法・保険法・約款・規則などによって厳しく運用が規制され、社会的に定着しています。大量の雇用も生みだしています。

これに対し、賭博は偶然の当たりによって不労利益を得るものとして、射幸性の高いものは民法では無効、刑法では犯罪とされてきました。しかし一昨年、アベ政権はカジノ法解禁を強行採決しました。これは大阪万博にカジノ開設を後押しする狙いを持つていることは明らかです。保険にかかわる私たちが、正常な経済活動と無関係で破産・破たんなど多くの被害を持ち込むカジノ資本主義に反対するのは当然です。この

立場から、大阪損保革新懇では昨年、阪南大学桜田照雄教授を招き、「大阪にカジノはいらん！」学習会を開催しました。今後もカジノ反対の活動に参加していきます。

第二は、パリ万博のコンセプトは「分かち合う知 守るべき地球」が掲げられました。

二〇一五年のパリ協定で確認された地球温暖化対策の進行状況を点検し、地球を守る活動を早めようという優れたものでした。

昨年六月、トランプ大統領はパリ協定脱退を言い出しました。世界各国はアメリカファースト主義、人類への責任放棄の姿勢に対して反論を強め、アメリカ説得の機運も高まりました。私は「パリ当選確実だな」と思っていました。

さらに、二〇一六年八月、教皇フランシスコは「回勅 ラウダー・シ」(ともに暮らす家を大切に)を刊行されました。この中で、教皇は「大気・海洋・河川の汚染・森林破壊・温暖化・砂漠化、廃棄物など人間の活動が地上に与えて

いる現状を訴え、「先進国の責任とは何か」と厳しく問われています。回勅とは教皇が全世界の司教・司祭に対して出される親書で、一般人にとっては難しい内容です。私は理解を図るため本書のシンポジウム・説明会に参加した席で、翻訳にかかわられた瀬本正之神父（上智大学神学部教授）から「この本の内容がパリ協定とパリ万博理念に大きな影響を与えた」と聞き、驚きました。「知らなかった。そうだったのか、そうすると、カトリック色の強いヨーロッパ・アフリカ・中南米諸国はパリ投票の可能性は高いから、ますます。パリ有利情勢だな」とも思っていました。パリ撤退を本当に残念に思います。

第三は、大阪万博のコンセプトは「いのち輝く未来社会のデザイン」という極めて抽象的なものです。本当の狙いはカジノで、外国人と日本人からお金を巻き上げようとするもので、パリの理念とは段違いです。イスラム教諸国は賭博禁止が国是です。ですから、

カジノを前面に出すとイスラム各国からの票が入らないから抽象的なコンセプトでごまかしているのだと思います。パリの撤退によつて、日本の万博利権にあやかろうとする連中は一層熱を上げる情勢が生まれています。今後は日本・ロシア・アゼルバイジャンの三国間の争いが激しくなると思われます。今年秋、国際投票で開催地が決定されますが、各国にパリ理念が引き継がれるよう期待しています。アゼルバイジャンはイスラム圏です。イスラム圏諸国が大阪万博の中に「カジノ」があることを知ったら、大阪は厳しい状況に置かれることも確実だと思っています。あらためて、「万博とカジノはいらんぞ」と強調します。

最後に私たちの決意めいた気持ちを表明します。

昨年、大阪職場革新懇連絡会の六職場革新懇で船を満席で貸し切りました。「大阪にカジノはいらん隠れた大阪の観光資源を活用せよ！」とアピールしました。

大阪損保革新懇は今年結成二〇周年を迎えます。今年一〇月、今度単独で貸切ることを検討しています。元大阪城天守閣館長渡辺武さんに解説もお願いして、「大阪にカジノはいらん！淀川の水を飲んで生きている多くの人たち、とりわけ、子どもたちに淀川の歴史と観光を学ぶ低料金の舟の遠足コースを開設せよ！カジノに回すお金があるならこちらに回せ！」と呼びかけたいと思っています



関西大学 労基法違反・申告者弾圧

森川泰明

労基法違反は正勧告

二〇一七年四月、学校法人関西大学は、開校八年目になる高槻ミューズキャンパス小中高教員の労基法違反に関して正勧告を受けた。勧告・指導の内容は多岐にわたる。是正勧告の端緒となった労基署への申告は、中等部のK教諭と他一名の教員によるものであった。

是正勧告に挙げられた未払い残業代の遡及払いに関して、理事会は、同年八月によく実態調査に着手した。結果、二〇一六年度の時間外労働の申請が最大2千時間であったことや15%以上の教員が過労死ラインを超える残業時間であったことが明らかになった。

所定労働時間が一週三五時間である関大事務職員との三六協定では、一年間の時間外労働の上限を三〇〇時間と定めている。所

定労働時間が一週四〇時間である小中高教員の2千時間以上の時間外労働の実態がいかに苛烈で、健康を損なう危険をはらんでいるかの想像は容易だ。

出勤記録は、パソコンのログイン・ログオフ記録を利用すれば容易に算出できる。だが理事会は、二〇一五年度分の勤務状況に関して、いまだ調査に着手さえしていない。

団交直前、申告者に自宅待機命令

労基署より残業代遡及払いの行政指導がなされたのであるから、理事長は少なくとも時効が来ていない二〇一五年度と二〇一六年度二年分の未払い残業代をすみやかに精算しなければならぬ。理事会は勧告から半年が経過した二〇一七年一月二十七日、未払い残業代を議題とする団交

日程を設定した。直前となる一月二十四日、何の前触れもなく、労基署申告人で組合執行委員のK教諭に対する自宅待機命令を、校長に強行させた。組合員のうち最も雄弁な活動家のひとりであるK教諭は、当日の団体交渉に出席できない状況に追い込まれた。

「懲戒委員会ではない」とのT校長の嘘

中等部・高等部のT校長は、K教諭に自宅待機を命令した理由を、保護者の苦情に基づく調査であると伝えた。自宅待機命令は、理事会同意の上で、K教諭本人に何ら事情を聞かずになされた。

校長は、K教諭に、「調査は懲戒委員会ではない。」と伝えた。しかし実際には、T校長は懲戒委員会を招集し、自らが委員長に立候補し、懲戒委員会に懲戒処分を付議した。「懲戒委員会ではない。」と言った校長は、K教諭に嘘を言っただけで自宅待機を命令したことになる。

組合員の懲戒委員会委員を全
員解任

―嘘に嘘を重ねる関大理事会―
理事長は団交で、校長は職員会
議で、懲戒委員会の委員には組合
員から選出することを約束して
いた。総務局長は、組合委員長の
適正手続の申し入れに対して、
「懲戒委員会には組合の代表が
参加しているのだからそこで意
見を言えればいい。」と理事会とし
ての対応を述べた。

一方でT校長は、適正手続きの
遵守を求めた組合員の懲戒委員
会委員二名を一方的に解任し、別
の組合活動に批判的な非組合員
二名を委員に任じた。懲戒委員会
は非組合員だけの構成となり、委
員会での審議を通じての、懲戒手
続きの逸脱の是正は事実上不可
能となった。理事長、T校長、総
務局長の言葉は嘘になった。

でっち上げ懲戒事由

後に、K教諭は、T校長が懲戒
委員会に付議した十一項目を知

ることになる。その内実はとうて
い懲戒処分に相当するはずのな
い事項ばかりで、驚くべきことに
調査事項には、調査のうえT校長
自身が、大阪府に「問題となる行
為はなかった」と体罰を否定する
報告をした事項や、即座に訂正さ
れ、管理職に了承されていた定期
考査の出題ミスまで含まれてい
た。生徒の身体に指一本触れてい
ない事象に嫌疑をかけたのであ
るから、懲戒事由はでっち上げと
言うしかない。

中学生に対する通常の教育活
動の中で、当然あり得る生徒と保
護者の不満を口実として、強行さ
れた自宅待機命令は、とうていま
ともな学校経営とは言えない。K
教諭に対する自宅待機命令に道
理はない。

「さらなる危害防止」のでつ
ち上げと自宅待機命令の理由
の変遷

当初、自宅待機の理由は「調査」
以外にはなかった。ところが後に

なって理事会は、突如として、「さ
らなる危害防止」を付加し、理由
を変遷させている。あたかもK教
諭が危険人物であるかのような
印象を抱かせることが目的であ
ろう。理事会の後付けの理由は、
破綻している。

自宅待機事由の捏造

K教諭は自宅待機の直前まで、
学級担任として九日間のカナダ
修学旅行に生徒を引率していた。
T校長は、修学旅行出発の見送り
に空港で偶然出くわした一部保
護者たちとの喫茶店での談話の
中でK教諭に対する不満を耳に
したことをきっかけに、帰国後に
K教諭が出勤した際に自宅待機
命令を強行したと言う。

宿泊行事の引率業務では、日常
の学校生活以上に生徒との接触
時間は長い。学級担任なので行動
や体調管理等生活面で、保護者の
代わりとして個々の生徒への立
ち入った配慮も必要であり責任
は重い。ところがT校長は、修学

旅行の出発時に保護者の不満を耳にしながら、旅行期間中、K教諭の行動に関して制限を加えることをなんら指示しなかった。

生徒に危害を加えかねない危険人物であるとの理事会の主張が真実なら、修学旅行中に引率業務を継続させていたこと自体が重大な問題となる。

カナダ修学旅行が終了するまで引率業務を遂行させておきながら、帰国直後に危険人物呼ばわりし学校から遠ざけた事実は、自宅待機命令の目的が、K教諭を組合活動から遠ざけることにあったとしか考えようがない。

ちなみにT校長は、自らが体罰教師であった過去を、講演等で公然と話す。生徒に指一本触れていない行為等を、教員の非違行為として責める資格を有するとは考えがたい。

保護者会会長は、法人業務受注の印刷会社社長

K教諭を自宅待機させ学校か

ら遠ざけると同時に、校長は、K教諭の担任する中学三学年全保護者を招集し集会を開催した。一部保護者に苦情があるからと言つて、何の不满も述べていない保護者まで招集する必然性は全くない。集会は、一部の保護者がK教諭の指導や人物に関して、あることないことを、伝聞を含めて喧伝する場となった。実際に、出席保護者の中にはK教諭の教育姿勢を評価し感謝する人もいたが、誹謗中傷に相当する度を越した発言を制止しようとも、校長自身が暴言を看過する様子を目にして発言を思いとどまったという。

集会は中三担当教員を除き、同僚教員や組合員の出席を禁じる一方で、中三生とはまったく無関係の高三保護者である保護者会会長を出席させた。この会長は、子どもが中二以来、異例と言うべき五年間の長期に及ぶ会長歴をもつ。そしてこの会長は、学校法人やその外郭団体より高額の受注を受ける印刷会社の社長でも

ある。

法人と商取引上の密接かつ強力な利害関係者である保護者会権力の頂点にある人物を、校長主催の集会に招集し、K教諭の自宅待機事由を補強する行為に関与させた事実は、理事会がK教諭排除の目的達成のために保護者団体を活用した可能性を強く推認させる。

残業代踏み倒しのもくろみ

禁じ手と言うべき保護者団体の関与を活用してまで、組合に合意させたかった理事会の提案は何であつたのだろうか。団体交渉で関大理学会のもくろみは明らかになった。K教諭を自宅待機させた後に理事会は、本来二年分支払うべき未払い残業代を、二〇一五年度分は一切支払わず、調査した二〇一六年度分を半分に値切る提案をした。すなわち本来払うべき残業代を四分の一に値切る提案であつたのである。まともな労働組合であるならとうてい受

け入れるはずのない提案である。

パソコンのログイン・オフ記録が動かぬ証拠

法人の踏み倒し要請に対して、K教諭を欠く団体交渉ではあったが、組合は、法人の不当要求を了とするはずもなく、キッパリとパソコンのログイン・ログオフ記録に基づく残業代の支払いを要求した。多くの教員は出勤時にパソコンの電源を入れてメール等の確認し、終業時に電源を切るの、出勤時間の確認方法としては最も適切な手段であろう。パソコンを利用しない教員や電源の切り忘れ等に関しては個別の調査をすればいい。実際に理事会は二〇一六年度分の調査の際、各教員にパソコンのログオン・ログオフの記録を交付し、申請させた。組合の要求が至極まともであることを疑う余地はない。

未払い残業代約二億円

調査すべきは、時効が来ていな

い二〇一五年度と二〇一六年度の二年分だ。しかし理事会は二〇一六年度一年分しか調査を完了せずに、四分の一の値切り提案をした。二〇一六年度分だけで未払い残業代の総額が約九千八百万円であることが明らかになった。二年間、業務は同様に為されていたと推定できるので、遡及払いすべき残業代の総額は約二億円だ。

自宅待機の真の目的は、理事長の経営責任回避

理事長は、残業代踏み倒し提案の理由を、組合の要求にもとづき残業代を支払えば学校が潰れるためである、と団交で回答した。労働債権は優先権が与えられているので、理事長の発言が真実で、まさに二億円の残業代支払いによって関大財政が破綻に至ることになっても、理事会は支払う義務を免れることはできない。

一方で、経営責任を免れることは不可避である。二〇一〇年の学校開設以前から、理事長（当時常

務理事）、常務（当時企画室長）は新設高槻ミューズ小中高の設計及び運営に関与してきた。就業規則の制定には、H理事（当時人事課長）が深く関与した。先発併設校である第一高等学校・第一中学校の学校の制度設計の経験や教訓を生かさない、理事会の冒険的学校設計が、ともに残業代を支払えば破綻することが明らかとなった。

一億円までなら理事長専決

学校法人関西大学は規程において、二億円未満の財産、労力その他の調達に関すること」を、理事長専決事項として許容している。すなわち二億円の残業代遡及払いは理事会での審議を要するのである。理事会において、残業代遡及払いに関わる自らの経営責任の追及を回避するためには、約二億円の未払い残業代を、理事会議決なく理事長単独決済が可能な金額である一億円にまで減縮する必要がある。

理事長が自らに対する責任追及を回避するために、組合を弱体化させ残業代踏み倒し提案を受け入れさせようとの意図があったと考えれば、理事会の全ての所作が理解可能となる。

府労委不当労働行為救済申し立て

絵に描いたような不当労働行為である。しかも学校が、授業を担当させている教員が不適格だと言わんがばかりの大宣伝を、出入り業者を活用し、在校生の保護者に対して実行しているのだから、学校の信用を損なう自殺行為と評価しても過言ではない。当然のことK教諭と組合は、昨年末十二月二五日に、大阪府労働委員会に不当労働行為の救済申し立てた。この成り行きによって、理事長の責任問題は必至となる。

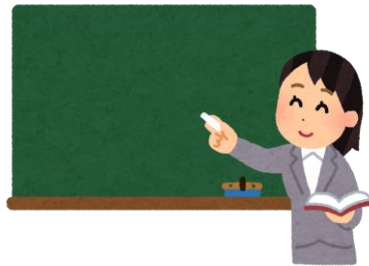
懲戒委員会の結論と重大な人権侵害の継続
組合員を排除し、非組合員のみ

によって構成された適正手続きを逸脱した懲戒委員会でさえ、校長が懲戒委員会に付議した懲戒事由を否決した。自宅待機命令の理由はなくなる。法人はK教諭を通常どおり出勤させなければならぬ。しかし法人は自宅待機を継続させている。

重大な人権侵害であると断じざるを得ない。

働き方ASUNETとしても動向を注視し、公教育機関の経営者の資質を社会的に問う必要を感じる。

（関西大学第一高等学校・第一中学校教諭）（働き方ASUNET理事）



過労自死遺児の思いが歌になりました

弁護士 岩城 穰

皆さんは「ぼくの夢」という詩をご存じだろうか。

この詩は、二〇〇〇年三月にお父さんを過労自死で亡くした、当時六歳（小学一年生）の「マー君」が書いた詩である。お父さんの命をどうすれば救うことができたのか、小さな胸を痛めながら考えたこの詩は、読む者の心を打つ。

二〇一一年十一月から始まった過労死防止法制定を目指す取組みで、私たちは「百万人署名」の署名用紙にこの詩を掲載し、また衆議院の厚生労働委員会がこの詩が読み上げられて紹介されるなど、過労死防止法制定運動のシンボルとなった。

マー君は、中学三年のときに書いた「命こそ宝」と題する作文の中で、六歳の時のこの詩も紹介しながら、「僕は、仕事のための命ではなく、命のための仕

事であると考えます。」と訴えた（この作文は、大阪人権博物館の「労働者の権利」のコーナーで常設展示されている）。

私たちは、この「ぼくの夢」を歌にすることができないか、かねてから願っていたところ、今般、宮崎県在住の山本友英さんが作曲し、夫婦デュオの「ダ・カーポ」が、マー君の中学三年の時の作文をもとにした二番・三番の歌詞とともに歌ってくださり、私たちの願いが実現したのである。

曲も、二・三番を含めた歌詞もすばらしいし、ダ・カーポの優しく柔らかな歌声はこの歌にぴったりだと思う。

CDは限定二〇〇枚の製作で非売品なので市販されていないが、昨年十一月を中心に行われた各地の啓発シンポジウム

のオープニングで流されるなど、今後様々なところで紹介されている。この楽曲が、今後の過労死防止の取組みに生かされていくことを願ってやまない。

なお、ダ・カーポさんから楽譜をいただき、私が素人ながらそれをギターで弾き語り用にシンブルにした楽譜を作ってみたので、ご希望の方は、私の事務所（いわき総合法律事務所）まで、メール又は電話にてお問い合わせください。

ぼくの夢

ある過労死遺児の詩

作詩…マー君

作曲…山本友英

編曲…渡辺雅二

歌…ダ・カーポ

大きくなったら ぼくは 博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような

タイムマシンを作る

ぼくは タイムマシンに乗って

お父さんの死んでしまう 前の日に行く

そして 仕事に 行ったらあかんで 言うんや

大きくなっても ぼくは 忘れはしないよ

得意な顔して作ってくれた

パパ焼きそばの 味を

ぼくは タイムマシンに乗って

お母さんと一緒に 助けに行こう

そして 仕事で 死んだらあかんで 言うんや

仕事のための命じゃなくて

命のための仕事だと ぼくは伝えたい

だから 仕事で 死んだらあかんで 言うんや



CD のジャケット

働き方の明日はどっちだ!? 〈労働相談の現場から【十二】〉

「最近印象に残った相談事例」

北出 茂

一 派遣労働に関する相談
〜東海地方より来所〜

最近、印象に残る相談事例がありましたので、紹介させていただきます。

ひとつは、ごく最近の遠方からの訪問による面談の相談者です。

相談内容は、いわゆる派遣労働に関するもので、しかも、全国展開している大手派遣会社による労働者派遣法による違法派遣を問題としたものでした。貴重な情報を提供してくださった相談者さんに感謝します。

以前から、電話相談は含め幅広い地域からありました。しかし、訪問による面談相談は、大阪を中心に、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山といった関西地方に限られていました。(マスコミは東京から会いに来てくれていまし

たが)。

しかし、今回の相談者は、電話やメールでの相談ののち、新幹線に乗って、私に会いに来てくれたわけです。東海地方からきてくれたというのは、恐縮でもあり、うれしいことでもありました。

同時に、地方によっては、あるいは、事案によっては、相談機関が十分な対応をしてくれないこともあるのかなと感じました。

以前解決した「若手社員に対する飲み会での五〇発殴打・暴行傷害事件」は、大阪在住の方の案件でしたが、引き受けてくれる機関がどこもみつからずに、当事者は首都圏青年ユニオンにまで相談をして、私どもにたどり着いた案件でした(「ともに挑む、ユニオン」POSSSE三四号〜三六号に掲載、堀之内出版)。

二 長時間労働に関する相談

歯科技工士として働いていた方からの相談を受けました。団体交渉により解決できました。

団体交渉のはじめに、当事者に「なぜ、団体交渉をするに至ったか」という、当事者の思い」を自らの言葉で説明してもらうようにしています。

長時間労働もさることながら、ここで語られた「当事者の思い」は熱いものであり、団交参加者の心に響くものでした。

三 内定取り消しに関する相談

(一) 事案

毎年、この時期になると内定取り消しの相談がいくつかり入ります。

ここでは、とりわけ印象に残った解決事例を紹介させていただきます。新卒で就職の内定が決まった学生が、期日までに「複数の身元保証人を用意すること」という条件を満たせなかったために、

直前になって、内定が取り消されそうになった事案です。

内定取消しとは、一般的に、企業から採用可として雇用契約の締結を約束された（内定をもらった）のに、企業側からこれを一方的に取り消されることを言います。内定を取消すという通知が送られてきて、あわてて相談に訪れたわけです。

日本では、就職の際に、身元保証人を必要とすることが慣例として行われています。

会社や業界によっては、「複数」の身元保証人が要請される場合や、「同居の親族以外」の身元保証人を要求するケースも見受けられます。

しかし、とりわけ、外国人留学生や、親戚付き合いがない母子家庭で育った学生の場合には、そのような身元保証人を見つけること自体が困難であったりします。すなわち、内定を得てもなお、就職自体に困難をきたしてしまふのです。

本人の能力とは関係のないところで、「家柄」（母子家庭など）や「国籍」に対する違った側面からの差別が行われてしまっているように思えてなりません。

交渉は、会社側の言い分をじっくりときき、それに対する反論を行うスタイルで行います。身元保証の本来の趣旨とは全く異なった理解（誤解・曲解）を、会社側がされていたことに驚かされました。

（二）交渉

「身元保証に関する法律」では、身元保証人の責任は、保証契約の時点での状態の範囲に限られます。

新卒者なら、入社時の、業務・責任・勤務地の範囲に変更があった場合は、保証人に遅滞なく通知しなければ責任を問えなくなります。しかも、通知された保証人はそれ以後の契約を解除できることになっています。

期間も定めない場合は、保証は

三年間です。新入社員の場合、三年もの間、職務内容、責任、権限などが入社時のままということではないでしょう。身元保証人の方にも、保証行為能力の変化もありうることを考えると、身元保証書の効果は極めて限定的です。因みに、この保証人は、民法上の保証人（第四四六条）とは全く関係のない別物です。

「身元保証に関する法律」の六条には、「本法の規定に反する特約にして身元保証人に不利益なるものはすべて無効とす」の旨が規定されています。

身元保証契約の効果は限定的で、採用された者の適格性を保証するという側面もあるのかもしれませんが、現実的には、本人の自己宣誓書¹²の効能であることが多いように思います。

ですから、身元保証契約の趣旨や効力を履き違えて、異常に高いハードルを設定して、それにそぐわないからと言ってなされた本件の内定取消しに合理性・相当性

は認められないと考えます。

内定者はその企業に入社することが決まったことを理由に他の企業からのお誘いを全て断っていました。突然の内定取消しは絶望的なものです。

ちなみに、不当な理由により内定を取り消されたような場合、法的な主張をすることで雇用上の地位を確保したり、内定取消しにより生じた損害を賠償してもらうことが可能です。

(三) 結果

本件は、その後に身元保証人がみつかったこともあり、会社との交渉において、当事者に対する内定取り消しの撤回が行われました。結果、無事、社員として働くことになりました。

私にとっても、他人事ではなく、継続対応の後、無事、解決できてほっとしました。

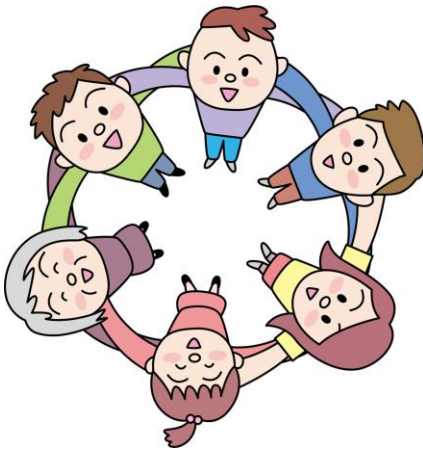
あなたの問題は、あなた一人だけの問題ではないかもしれませ

ん。

正しいはたらき方と権利は、たたかってこそ、勝ち取ることができます。

困ったときは相談してみてください。

(働き方ASUNET理事)



労働相談ダイヤル（わかもの労働相談）

NPO 法人「働き方 ASU - NET」では、わかもの労働相談を実施し、随時、メール、電話、FAX での労働相談を受け付けています。

とおりわけ、土曜日の労働相談会は、地域労組おおさか青年部、地域労組「未来」、NPO 法人「働き方 ASU - NET」、過労死防止大阪センター、以上の 4 団体の共催で行われております。

そのため、電話や面談でのアドバイスはもちろんのこと、個人加盟ユニオンへ加入していただいて団体交渉をする方法や、弁護士を紹介したりする方法など、多様な解決策のアドバイスが可能となっています。

現在、平日はメールやフォーマットでの相談の概略をお伺いいたします。そのうえで、土曜日を集中相談日にあて、（折り返しを含めた）電話相談・面談による労働相談を受け付けるスタイルを取っております。面談相談は、なるべく予約をお願いします。法律の知識があり、相談員養成講座、メンタルヘルス講座を受講終了している専門の相談員が対応をいたします。お気軽にご相談ください。

<土曜労働相談>

【電話相談中心】 10 : 30 ～ 13 : 00 **TEL 06-6809-4926**

【面談相談中心】 14 : 00 ～ 16 : 30

〒530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 4 - 1 8 梅ヶ枝中央ビル 6 階
(面談相談は、なるべく電話・メールで予約をお願いします)

「ドナウ川のさざ波」 シルク靴下と木綿の脚絆

—『あゝ野麦峠』を観る— 高田好章

ふとした時に、悲しいメロディが出てくるようになった。何という曲だったかな、聴いたことがあるんだけれど。あ、「ドナウ川のさざ波」だ。軽快なウインナワルツが、なんと悲しく聞こえるのだろう。そう、あの映画、『あゝ野麦峠』を観てからだ。冒頭の舞踏会のシーンに流れたのがこの曲、「ドナウ川のさざ波」を弦楽隊が奏でる前で、フロックコートとドレスに着飾った日本人と外国人の男女がダンスを踊る。淑女のドレスから出た足にはシルクの靴下が映し出され、画面はそれとダブるように、裸足に藁草履に木綿の脚絆をつけ、雪に埋もれた峠を越える小さな娘たちの長い列が松明を灯して延々と続いている。バックはいっしょに重苦しい低音が響く音楽に代わっていた。そう、この小さな娘たちは淑女の

ドレスと足に履くシルクの靴下に使われている生糸の工場へこれから働きに行くのだ。何ともうまく対比された映像が冒頭から繰り返されている。

山本薩夫監督作品一九七九年上映の『あゝ野麦峠』を、私たち働き方ネットの勉強会のひとつ労働時間研究会で、働き方ネット事務所を映画館に見立て、照明を落とすスピーカーを据え付け、映像を白壁に写して、この映画のDVDを鑑賞した。労働時間研究会では、『資本論』第一巻第八章「労働日」、一三章「機械制大工業」を終わり、明治期の工場を詳細に調査した報告書『職工事情』を今読んでいます。綿糸工場を終わり、生糸工場の篇に入ったところで、山本茂美の本『あゝ野麦峠』が話題に上った。明治期に鉄道も通っていない飛騨地方から野麦峠を

歩いて越えて諏訪の生糸工場に働きに出た女工さんたちの実録である。「百聞は一見に如かず」と森岡孝二先生がこの本が映画になつていて、それを鑑賞しようと提案があり、一月一五日の研究會はこの映画の鑑賞会になつた次第である。

主演は大竹しのぶ、四〇年前の当たり前だが若き日の原田美枝子・友里千賀子・古手川祐子、また三國連太郎・西村晃・地井武男・北林谷栄などの俳優陣が続々と出てくる。それだけでも見入ってしまうが、生糸工場の劣悪な、また過酷な、それでも健気に働く女工さんたちが見事に描かれている。それは『職工事情』に報告されている通りの工場である。朝の4時には起き出し、いつ終わるともわからない就業時間、なんと時計の針を遅らせ、竹刀で脅す場面まで出てくる。外から鍵をかけられた宿舎、女工一人一人に、製品の等級と出来高と工賃額をみんなの前で検番が読み上げ、女工間の競争を煽り立てる。まさに成

果主義賃金なのだ。劣等工女の自殺、濡れ衣による心中。それでも、富国強兵の国策への貿易品としての生糸生産のために、彼女たちが、ここにきて働き続けるのは、農村の貧しさである。この競争に勝ち抜き、「百円工女」と誉められてられた大竹しのぶ演じるみねは、最後は病に侵され、なんと工場内の小屋に一人隔離され、引き取りにきた兄の背で野麦峠まで来たが、ついに命を絶えてしまふ、という結末となる。

終わってからもひとつの疑問が残った。あれだけ苦しい思いをさせた工場主とその息子が叩く太鼓に、また脅しまくる憎き検番と一緒に、とても楽しくうに輪になつて踊る女工さんたちの嬉々とした姿である。それは盆踊りの時である。考えてみれば、いつも苦しい思いがしても、やはり人生の一コマでも楽しく生きる場面はあるのだ。そんな無礼講があるからこそ、次の労働に身を焦がす

日々でも生きていけるのだ、ということだろうと、研究会では話合った。

映像が本で読む以上に豊かなイメージを作り出してくれました。二月の研究会では『職工事情』生糸工場編の続きを勉強したが、やはり文字を読みながら、工場法のない工場とはどんな風景なのか、映画の場面が思い起こされる。この『職工事情』は日本に工場法を制定するための調査であり、この十年後の明治末期に工場法が公布されるが、施行されたのはそれからさらに五年後であり、それはまだまだ不十分なものだった。

研究会の面々はこの映画をみたとのことであつた。しかし、私は学生時代に日本経済史を勉強していた仲間が繊維産業を調べていて、この『あゝ野麦峠』を聞き、読んだ覚えがあるが、この映画は見たことはなかった。まだまだ、あのメロディーが頭の中で流

れている。

上映時間二時間半、ここですべてを言い尽くせません。観ていない方も、あの時見た方も、今の日本の働き方は違ってきているのか、それともやっぱり同じなのか、今でも観る価値のある映画です。アスネット事務所にこの映画のDVDを置いてありますので、どうぞ借りだして観てください。

(働き方ASUNET理事)



耳遠くなりて高まる軍靴の音

森岡孝二（ASUNET代表理事）

戦争が廊下の奥に立ってゐた

渡辺白泉

（二〇〇四年の正月に「ささなき通信」に載せたブログ随筆です。時代の空気は十四年前よりさらに重苦しく、きな臭くなっています。それだけに後掲の川柳はいまも訴えるものがあります。そう考へて古い拙文を転載します。）

二〇〇四年一月三日 年賀状に想う

今年の賀状は時代を憂へあるいは怒るものが目立ちました。兄のいる佐世保では昨秋、自衛隊が迷彩服を着て軍艦マーチを奏でて市中を行進したそうです。いまや軍靴の足音が忍び寄るというより、間近に聞こえるようになりました。

三年前、入院中のすきびに、田辺聖子の『道頓堀の雨に別れて以来

なりー川柳作家・岸本水府とその時代』上・中・下（中公文庫、二〇〇〇年）を読みました。川柳も水府も知りませんでした。昭和史のいい勉強になりました。水府が次の句を詠んだのは、日本が自作自演で「満州事変」（一九三二年）から「上海事変」（一九三二年）へと突っ走るようになったころのことです。

旗立てることが日本に多くなり

岸本水府

南京事件の起きた一九三七年には鶴彬（つるあきら）が、またノモンハン事件があった一九三九年には渡辺白泉がこう詠んでいます。

手と足をもいだ丸太にしてかへし

鶴彬

日中戦争は太平洋戦争へと拡大していきました。そして一九四五年の敗戦に至り、青竜刀（せいりゅうとう）は、田辺聖子が「痛哭の一句」と紹介した句で広島島の核の惨状を次のように詠みました。

進化とは地球を灰にすることか

青竜刀

平和は一日してなることはありませんが、戦争は一瞬に始まることとがあります。あの九・一一直後、ニューヨークのツインタワー跡地は「グラウンドゼロ」（爆心地）、ユニオンスクエアからマンハッタン（交戦地域）と呼ばれました。街には一斉に大小無数の星条旗が立つようになりました。アメリカはあの日から待ってましたとばかり戦争体制に突入したのです。

日本もアフガニスタンからイラクへ、ひたすらアメリカの後に従っています。戦争を煽る人物（石原）が首都の知事であるこの国で、戦争を止める力がどれほどあるのでしょうか。あまりあてにはできませんが、頼れるものがあるとなれば、それは世論の高まりだけです。

私は剣花坊ほど樂觀してはいませんが、せめて鶴彬の希望を信じたいと思います。

黎明の大地の中にひらく花

剣花坊

暁を抱いて闇にいる蕾

鶴彬



活動強化基金へのご協力のお願い

ご寄付は、AUS-NET の活動を支えるために活用させていただきます。
よろしくお願いいたします。

- ◇郵便振込 [口座記号番号] 00970-2-202457
 [加入者名] トクヒ) ハタラキカタアスネット
- ◇銀行振込 [振込口座] 近畿労働金庫 梅田支店
 [口座番号] 8690479
 [振込先名義] ハタラキカタアスネット

■心に移りゆくよしなしごと【十二】

（二〇一八春） 健康法師

健康法師二〇一八

健康法師は、ほっこりするボエムを目標に、5年目を迎えました。

短い文章にちりばめられた、四季おりおりの情景をお楽しみください。

今回は春号。

春は、あけぼの。

というわけで、No. 十二では、枕草子を現代風にアレンジしてみました。

健康法師なのに、枕草子。

吉田兼好ではなく、清少納言。

それでいいのか？

それでいいのだ！

古きを訪ねて、新しきを知ること
は、とつても素敵なことなのだ
から。

めでたきもの「新・枕草子①」

ルービーを手にしている時の酔っぱらい

かつこよきもの「新・枕草子②」

「六法全書」を片手に労働相談に応じるASU—NETの相談員

花屋のおねえさんが腰にぶらさげている「ごつつい皮製のハサミ入れ」

「スパナ」を持った修理工場の店員

「一眼レフのカメラ」を大事にする芸大出身の女の子。

「クラリネット」をひきずる音大生風

「わんわんのかばん」を持つベジ

タリアンの女の子

どうも専門道具を使いこなす娘に弱い。

あつ、「わんわんのかばん」は、専門道具じゃないか。

クールなくせにとろけそうなもの「新・枕草子③」

アイスクリーム

ウィンナーコーヒー

白いドレス

【バレンタインデーの思い出】

その日、携帯電話が鳴った。

「家までチョコを届けにいきたいんやけど」

バレンタインデーだった。

「家まで?! いや、悪いからいいよ。家、狭いし、ぼろいし、あ

がつてもらえないし・・・」

二十代後半、僕は、母親と弟とともに、木造の借家に住んでいた。台所と3畳と6畳の部屋、それに2帖くらいの板の間。風呂はついていなかった。

子供のころから、台所と四畳半と六畳の部屋がある「文化住宅」に住んでいたが、それをどうこう感じたことはなかった。自分が小さかったし、それは普通の環境だった。

まわりをみても、当時は、文化住宅と呼ばれていた「木造の風呂なしのアパート」に住んでいた人は多かった。みんなで「お風呂屋さん」に通った。風呂のある家に住む近所の友達も誘って、子ども同士で洗面器を小脇に抱えて、一緒に銭湯に行った。銭湯が、社交場でありえた、最後の時代。古き良き時代。

だが、昭和がすぐに平成へ変わり、二〇世紀から二一世紀へと時代は移り変わっていった。時代の変化は、僕の心境にも周りの環境にも影響を及ぼしていった。

住居を借りるには、前年度の所得証明や就業証明が必要とされたり、なにかと審査がある。母はパートで、弟は引きこもり気味・・・。社会人になってからは、僕が世帯主として、住居を借り、生活を支え、少しは親孝行できているのかな、と感じていた矢先だった。

そんな時、生活実態調査で「住んでいる住居の間取り」なる調査欄があつて、なんとなくそんな話題になって、先輩から言われた。

「君の住居(ところ)の部屋の間取りを全部足しても、うちのLDKより狭いのかあ」

疲れ果てて倒れこむ三畳の部屋。

なぜだか、自分が急に情けなくなつて、帰宅後、母親の顔が見れなかった。何のために・・・母の今までの苦勞を思つた。

その日、彼女はまっすぐだった。

「今日、家まで届けにいきたいんやけど」

僕は、別のところに意識が飛んでしまつていた。

「家まで?! えっ、家まで?! 今日?! 別に今日じゃなくてもいいやろ?」

それは、決して言うてはいけなひとこと、だったのだらう。

彼女は、電話の向こうで沈黙した。

声にならない声が、小さく聞こえたような気がした。

通話は途切れ、後には、ツーツという無機質な終話音だけが残

された。

それから、数日後、彼女に呼び出された。

そして、その時、彼女に泣きながら告げられた。

そのチョコが何日も前から作った手作りチョコであったこと。

当日、彼女は電車に乗って家のすぐそばまで来てくれていたこと。

そして、僕の住んでいた家のすぐそばから、電話をかけてくれたこと。

僕の都合が合わなければ、夜まで、待ち続けるつもりであったこと。

「何日も前から、食べてくれるのを楽しみに、作ってたんで」

「作っているときは楽しかった。

親からも、楽しそうやねって」

「家に呼んで欲しいとか、あげて

ほしいとか、思ってたへんかった」

「ただ、ありがとうって言って受け取ってくれるだけで、それだけで幸せやったのに」

「バレンタインチョコは、バレンタインの日に渡さへんという意味がない」

あの日、彼女に泣かれた。

渡されるはずであったチョコは、渡されることはなかった。

「わかってへん」

そう、僕は、わかってなかったのだ。

そして、彼女に振られた。

冷めた目で見れば、商業主義がつくりだす空虚な習俗といえなくもない。

でも、あの日渡されるはずであったチョコの行方は……。

彼女の涙とともに、溶けて、地面に吸い込まれていったのだろうか。

それとも……。

チョコよりも甘酸っぱく、そして、ずつと、ほろ苦い。

バレンタインデーには、そんな思ひ出がある。

ストップ！ 働かせ方改悪法案 働き方 ASU-NET 第27回つどいご案内

いま国会では野党共闘と労働組合・市民が共同して「働き方改革関連法案」を追い詰めてきています。ここまでしてやるのかという、データ改ざんに怒りが沸騰しています。

「裁量労働の拡大」「高度プロフェッショナル」「非雇用型の働き方」など、政府が提案している法制度のもとで、労働現場では一体何が起るのか。「こんな法案通してなるものか」と全国を走りまわっておられる過労死家族の会の寺西さんも発言します。

「人殺し法案」阻止、労働者保護法はどうあるべきか、大阪からも声を上げていきたいと思います。第27回つどいは民法協と共催で下記の内容で開催いたします。

年度末を控え何かとお忙しい中とは思いますが、ぜひともご参加いただきますようお願いいたします。

日時: 3月9日(金) 午後6時30分～8時40分

場所エルおおさか 709号室 (午後6時開場)

資料代 500円

※申し込みは不要です

講演 今野晴貴さん(POSS 代表、「ブラック企業」著者)

「ブラック企業の働かせ方と労務管理の実態」

論点提起 高田好章さん(基礎経済科学研究所副理事長)

「雇用によらない働き方とは何か?」

リレートーク

寺西笑子さん(全国過労死を考える家族の会代表)

清水亮宏さん(弁護士、ブラック企業被害対策弁護団)

川西玲子さん(ASU-NET 副代表理事、官製ワーキングプア研究会)

進行 岩城 穰さん(弁護士、過労死防止全国センター事務局長)

共催 働き方 ASU-NET・民法協

連絡先 働き方 ASU-NET 【06-6809-4926】

民法協 【06-6361-8624】

◇新刊案内

奥田雅治著 [解題] 森岡孝二

『焼身自殺の闇と真相 市営バス運転手の公務災害認定の顛末』

桜井書店 2018年2月20日

若い市営バス運転手の焼身自殺は何を物語っているのか。

練達の映像ジャーナリストが、自殺の真相を求めて、9年もの長きにわたり闘った両親に密着取材し、カメラをペンにかえて公務労働労働災害死の深層を抉り出した

◇雑誌紹介

『季論21』NO.39 2018年冬号 本の泉社

[特集1] 安倍政権下、壊されるニッポン

松浦章「働き方改革」の本質と労働基準法「改正」の危険性

□編集後記

今号の編集は高田が担当しました。「季刊」誌と銘打ちながら、定期発行が果たせなく、申し訳ありません。その為でもありませんが、お声がけした方々から多くの記事をいただき、26頁構成の厚い(熱い)、また「働き方」が問われる今が、ここに示される季刊誌となりました。

表紙の写真は、私が今年1月下旬、東京行の新幹線の車窓から撮ったものです。いつもE席に座って、富士川鉄橋に近づくとカメラを取り出すのですが、ほとんど雲か霧の中に隠れていて、今回のような雪をいただいた富士山のきれいな姿はまれなので、表紙につかいました。が、雰囲気は右の方の雑誌に見えてしまうのかな、というためらいもできました。なぜなのでしょう。(記・高田好章)

季刊誌ASUNET No.12 2018年3月発行

編集・発行 NPO法人働き方ASU-NET

〒530-0047

大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル6階

TEL:06-6809-4926 FAX:06-6809-4927

MAIL:info@hatarakikata.net

URL:http://hatarakikata.net/

発行責任者 森岡孝二・岩城穰

編集事務局 柏原英人 編集 高田好章